

令和4年6月定例会
(2022年)

議案書②

6月16日提出

【条例】

市議案第58号

市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように設定するものとする。

令和4年（2022年）6月16日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

国家公務員から引き続いて副市長となった場合における特
例を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

市長等の退職手当に関する条例（平成11年豊中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(国家公務員から副市長になった者の特例)</u></p> <p><u>第4条 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する職員（以下「国家公務員」という。）であった者であって、引き続き副市長となったものの国家公務員としての勤続期間は、副市長としての在職期間に通算する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する副市長であって、その職を退職し、引き続き副市長となったもの（以後その職を退職し、引き続き副市長となったものを含む。）の当該退職に伴う退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。この場合において、先の副市長としての在職期間は、後の副市長としての在職期間に通算する。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する副市長の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 副市長として在職した期間について、前条の規定により計算した額（前項に規定する副市長については、それぞれ退職した日にその者が受けていた給料の月額及びそれぞれの副市長として在職した期間を基礎として、同条の規定の例により計算した額の合計額）</u></p> <p><u>(2) 国家公務員を退職したときに国家公務員退職手当法第20条第2項の規定の適用がなかったとした場合に同法の規定により支給されるべき退職手当の額に相当する額</u></p> <p><u>4 第1項又は第2項に規定する副市長であって、その職を退職し、引き続き</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(準用)</p> <p><u>第4条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第5条</u> (省 略)</p>	<p><u>国家公務員となったものの当該退職に伴う退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第5条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。